

(基本理念)

第三条

- 6 公共工事の品質は、公共工事等に関する**技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化**が適切に推進され、**その技術が新たな技術として活用される**ことにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 12 公共工事の品質確保に当たっては、**新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること**等により、**新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮**されなければならない。
- 13 公共工事の品質確保に当たっては、**調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術**（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）**の活用**（当該**各段階におけるデータ**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。）**の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用**を含む。以下同じ。）等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条（略）

- 二 **価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等**（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに**必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める**こと。

六 公共工事等の発注に関し、**経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用する**よう努めること。

十四 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、**積極的な情報通信技術の活用を図る**とともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

- 4 **発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。**

- 7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、**維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮**しつつ、**情報通信技術の活用等**により、当該目的物について、**適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない**。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

(受注者等の責務)

第八条

3 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

(民間事業者等による研究開発の促進)

第二十八条 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

2 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

(研究開発の安定的な推進)

第二十九条 国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。